

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年8月31日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------|----|
| 年金記録の訂正を必要としたもの | 1件 |
|-----------------|----|

| | |
|----------|----|
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
|----------|----|

| | |
|-----------------|----|
| 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
|-----------------|----|

| | |
|----------|----|
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
|----------|----|

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2200007 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2200011 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 3 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 5 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 9 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 6 月 29 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 1 (1) のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 4 年 10 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 1 (2) のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額及び上記第 1 の 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 15 年 8 月 13 日、平成 15 年 12 月 29 日及び平成 16 年 3 月 31 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の 2 (1) のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 請求者の A 社における平成 15 年 8 月 13 日及び平成 15 年 12 月 29 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の 2 (2) のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額 (訂正前の標準賞与額及び上記第 1 の 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 9 月 1 日から平成 16 年 6 月 29 日まで
② 平成 15 年 8 月 13 日

③ 平成 15 年 12 月 29 日

④ 平成 16 年 3 月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の標準報酬月額記録が実際の給与額と相違している。また、請求期間②及び③の標準賞与額の記録が実際に支給された賞与額と相違しており、請求期間④は賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額が記録されていない。

請求期間①から④までについて、当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間、平成5年8月1日から同年10月1日までの期間、平成9年8月1日から同年10月1日までの期間及び平成15年4月1日から平成16年6月29日までの期間について、請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書、給与及び賞与の振込口座に係る預金通帳の写し（以下「給与明細書等」という。）によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の1（1）のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間の一部に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち上記の厚生年金特例法により訂正される期間を除く期間について、給与明細書等によると、給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額か、これを下回る額であったことが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、同法による訂正は認められない。

2 請求期間①のうち、平成4年10月1日から平成15年4月1日までの期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額

に基づく標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額及び上記第3の1により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額から、別表の1(2)のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第3の1による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②及び③について、給与明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払いを受け、当該賞与からオンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求期間④について、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、給与明細書等によると、請求者は賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間②から④までの標準賞与額については、給与明細書等により確認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料額に見合う標準賞与額から、別表2(1)のとおりとすることが必要である。

また、請求期間④に係る賞与(期末手当)の支払日を確認することができる資料はないものの、請求者及び請求者と同じ運転手であったとする複数の同僚は、期末手当が年度末の3月に支給されていたと記憶していることから、請求期間④に係る賞与の支払日については、便宜上、3月末日である平成16年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間②から④までについて、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間②及び③について、給与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額及び上記第3の3により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額については、給与明細書等により確認できる請求者の賞与額から、別表の2(2)のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額及び上記第3の3による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200007号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200011号

1 【標準報酬月額に係る訂正】

| | | 1(1) | 1(2) |
|-------------------------|------------|----------------------|----------------------------|
| 訂正期間 | 訂正前の標準報酬月額 | 厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額 | 厚生年金保険法第75条本文による訂正後の標準報酬月額 |
| 平成3年9月 | 19万円 | 20万円 | — |
| 平成4年10月から 平成5年7月まで | 20万円 | — | 28万円 |
| 平成5年8月及び 同年9月 | | 22万円 | |
| 平成5年10月から 平成9年7月まで | 22万円 | — | |
| 平成9年8月及び 同年9月 | | 24万円 | |
| 平成9年10月から 平成11年9月まで | 24万円 | — | 30万円 |
| 平成11年10月から 平成15年3月まで | | 30万円 | — |
| 平成15年4月から 同年8月まで | | | |
| 平成15年9月から 平成16年5月まで | 22万円 | | — |

2 【標準賞与額に係る訂正】

| | | 2(1) | 2(2) |
|-------------|-----------|---------------------|---------------------------|
| 訂正期間 | 訂正前の標準賞与額 | 厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額 | 厚生年金保険法第75条本文による訂正後の標準賞与額 |
| 平成15年8月13日 | 22万円 | 30万円 | 38万4,000円 |
| 平成15年12月29日 | 20万円 | 30万円 | 38万4,000円 |
| 平成16年3月31日 | 記録なし | 18万2,000円 | — |

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2200004 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2200010 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から昭和 36 年 11 月 1 日まで
請求期間について、A 社 B 支店に季節労働者として勤務し、所属部署の C で D の業務に従事していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が正社員であったとして名前を挙げた同僚 3 人の年金記録及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、A 社 B 支店（以下「B 支店」という。）に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 支店は、オンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A 社は、請求者に係る関連資料はなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答している上、請求者が正社員であったとして名前を挙げた同僚 3 人は、いずれも既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、B 支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者名簿等」という。）によると、請求者が自身と同じく季節労働者であったとして名前を挙げた同僚二人は、いずれも請求期間において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

さらに、B 支店に係る被保険者名簿等により、請求期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、請求者と同年代で、かつ、生存及び所在が確認できた 25 人に照会し 12 人から回答を得られたが、いずれも請求者を記憶していない上、このうち唯一 C に所属していたとする者は、「私は、昭和 33 年 10 月頃から昭和 34 年 3 月頃までの期間と昭和 34 年 10 月頃から昭和 35 年 3 月頃までの期間について季節労働者として勤務し、D の業務に従事していたが、厚生年金保険に加入したのは長期臨時社員となった昭和 35 年 7 月 1 日からである。季節労働者として勤務していた両期間は厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述しており、B 支店に係る被保険者名簿等によると、同人は昭和 35 年 7 月 1 日に初めて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

以上のことを踏まえると、B 支店では、請求期間当時、必ずしも季節労働者の全員を入社と

同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、請求期間について、B支店に係る被保険者名簿等に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い上、請求期間当時にB支店が加入していたA健康保険組合は、当時の資料は保存していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。